



| | | | |
|--|------|------|--|
| | 1/16 | 1/16 | |
| | | | |

東労発基第 57 号
平成 27 年 1 月 15 日

関係団体代表者 殿

東京労働局長



高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省にて、高圧室内業務及び潜水業務に関し、技術の進展等があったことから、これに対応するため、高気圧作業安全衛生規則の一部の改正等を行い、平成 26 年 12 月 1 日に公布及び公示され、平成 27 年 4 月 1 日から施行及び適用されることとなりました。

本改正等に関する関係通達等を別添のとおり送付いたしますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。